

## 第 31 回政策評価審議会（第 35 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 12 日（木）15 時 00 分から 16 時 30 分
- 2 場 所  
We b 会議により開催
- 3 出席者  
(委員)  
岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、  
田淵雪子委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員、小野達也専門委員  
  
(総務省)  
清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、大槻総務課長、  
辻企画課長、折田総務課企画官
- 4 議 題  
○ 諮問第 2 号の答申「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具  
体的方策」(案) について
- 5 資 料  
資料 1 諮問第 2 号の答申「デジタル時代にふさわしい具体的方策について」(案)  
資料 2 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」  
の答申に当たって（談話）(案)
- 6 会議経過  
(1) 事務局から、「諮問第 2 号の答申「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価  
の実現のための具体的方策」(案) (以下、「答申案」という。）」及び「「デジタル  
時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」の答申に当たって  
(談話) (案) (以下、「談話案」という。）」について、資料 1 及び 2 に沿って説明  
が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。
  - ・ これまで審議会で検討してきた思いや意見が答申案の中に反映されており、  
内容に異論はないが、問題はこれから。これをどう理解してもらい、協力いた  
だける形で進めていけるのか、審議会がどういう形でサポートできるのかとい  
うことについて考えていく必要があるとの意見があった。
  - ・ 今回の政策評価制度の見直しは、政策立案者にとどまらず、国民が政策の実

行プロセスを把握する上でも役立つものであることを答申案又は談話案に記載するべきではないか。また、各府省だけではなく地方公共団体も政策立案者の一つとしてデータベースを活用し、一緒に作り上げていくものである旨を答申案に記載した方が良いのではないかと意見があった。

- ・ 制度運用の柔軟化について、適時・的確に手法を選択するものとする、中長期的な政策の評価が放置されるといったおそれがあるため、柔軟化しすぎないよう歯止となる文言をガイドライン等に盛り込むことを検討してはどうかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下、「政策評価法」という。）は改正されないことから、同法の趣旨や目的に沿った運用が大前提であることは変わらない。しばらくは実際にやってみて、どこまでやっていいのかという事例を個別具体的に示していきたいとの説明があった。
- ・ 本答申案は、デジタル技術の利活用の重要性やデータ分析の有効性、具体的な方策などにより踏み込んだ内容になっており、今後、政策評価にデジタル技術を活用していく上で重要な指針になると考えているとの意見があった。
- ・ 産官学連携というように、民間企業との連携もDXやイノベーションシステムの実装に当たって、PPPの観点からも非常に重要であるため、答申案又は談話に盛り込むことを検討してほしい。また、国民視点の政策評価の在り方として、ウェルビーイングにも期待したいとの意見があった。
- ・ 「評価疲れ」の真の原因は、作業量自体の問題というよりは、評価が活用されないことに対する徒労感にあると思われる。評価結果の活用が徹底されることで、評価全体の質も向上すると期待しているとの意見があった。
- ・ 今回の政策評価制度の見直しに当たって、行政事業レビューは政策評価法上、どういう位置付けになるのかという質問に対し、事務局から、各府省の判断で、行政事業レビューを政策評価法上の評価と位置付けることも可能とする旨をガイドライン等に明示したいと考えているとの回答があった。
- ・ 政策評価制度は国民の支持があって法制化されたものであり、霞ヶ関の都合で政策評価制度を見直す訳ではなく、国民の視点から見直しを行うこと、国民のための政策評価であることを答申案等に記載するべきとの意見があった。
- ・ 現場を知る実務家や研究者の活用、特に公共政策大学院や海外の知見なども取り入れてネットワークを形成していくことは素晴らしく、制度官庁である総務省行政評価局しかできないことだと思うので、今後、ぜひ進めてほしいとの意見があった。
- ・ 縦割り行政は省庁間だけではなくて部局間にもあるが、縦割り行政の弊害に対応していくため、政策の立案と評価の単位をそろえて評価を進めていくとともに、総務省から各府省に対して好事例を横展開してほしいとの意見があった。
- ・ 政策評価審議会が直接関与する範囲ではないが、行政事業レビューと予算査定との重複がかなりあると思われるため、今後、二つを一体的に整理する予定が

あるのか教えてほしいとの質問に対し、事務局から、行政改革推進本部事務局において、行政事業レビューが予算査定のプラットフォームとして活用されるようにするため、レビューシートの記載内容を含めて見直す方針を打ち出しており、当局も関係当事者として見ていきたいとの回答があった。

- ・ 答申案において、「まずはアクティビティに着目した取組を行うことを推奨する。」とあるが、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」にもあるとおり、まずは政策体系を明示することが重要であるため、誤解を招かないように整理してほしいとの意見があった。
- ・ 談話案において、「ツールに過ぎないデジタル技術やデータに振り回されることなく」と記載されているが、非常に重要なポイントであり、答申案にもこの意図が伝わるように記載してほしいとの意見があった。
- ・ 答申後の話であるが、国際的に評価されるような取組を今後目指していかなければならない、また、デジタル化をより深く考察し、時代的要請を持って対応していくというような、デジタル化、グローバル化の視点が必要ではないかとの意見があった。
- ・ 答申案では、目標管理型の評価（評価書を作る作業）からデシジョンメイキングに使用できるプロセスとしての評価に移行すること、効果検証の側面を重視して柔軟かつ多様な評価にしていくことの二つの方向性が示されている。これは、政府の中で政策評価のやり方を粹付けるという意味合いにおいて、一種の規制緩和であり、その方向は良いと思うが、①各府省の評価のプロセスをどのようにコントロールしていくか、②霞ヶ関の仕事は行政処分のような権力的な部分を除くと知識産業又は情報産業に近く、いかに情報を利用してもらうのか、また、利用してもらえるような質の高い情報を出すために何が必要なのかという課題が生じる。今回の政策評価制度の見直しは、政策の国際競争の中で日本がポジションを取り返すための一助になると思うが、コントロール方法が難しく、また、情報化に耐える準備を進めていかなければ、なかなか進めて行くことが難しいのではないかと、という意見があった。

(2) 審議の結果、答申案及び談話案については、会長が最終的な字句の整理などを行った上で内容を確定し、委員に通知することとなった。

以上

(文責：総務省行政評価局)